令和７年度

# 鹿児島県大隅児童相談所児童相談所第三者評価受審結果報告書

一般社団法人あいおらいと

1　業務日程

| | |
|---|---|
| 履 行 場 所 | |
| 業務実施日 | （1）説明会　　令和7年　7月　１5日（火）<br>（2）訪問調査　令和7年１１月１８日（火）１９日（水）<br>（3）報告会　　令和8年　1月　8日（木） |

2　2　管轄区域　令和5年4月1日現在

| | |
|---|---|
| 4市5町 | 曽於市　垂水市　志布志市　鹿屋市　大崎町　肝付町　錦江町　南大隅町<br>東串良町 |

3　組織体制

| 職　　種 | 人 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 管　理　職 | 1名 | 所長兼相談課長 |
| 児童福祉司 | １４名 | 所長兼相談課長、係長（SV）２名を含む |
| 児童心理司 | 7名 | |
| 保　健　師 | 1名 | （保健所と兼務） |
| 会計年度職員 | 3名 | 児童福祉相談員，心理判定員，事務補助員 |

4　アンケート

| 対　象 | 備　　考 |
|---|---|
| 施設・里親等の子どものアンケート（小4以上） | 施設・里親・ファミリーホーム　　送付数６４人　回答数５７人 |
| 関係機関 | 施設　　送付数１３か所　回答数　7か所<br>里親・ファミリーホーム　送付数　5か所　回答数　4か所<br>市町　送付数　9か所　回答数　4か所 |

子どものアンケートは、重症心身障害児施設・自立援助ホーム・親族里親を除く

訪問調査日程

児童相談所訪問調査　　２日間

| | |
|---|---|
| **1日目　１１月１８日（火）**　9：00～17：00 | |
| 9：00 ～ 9：30 | 当日の流れの確認　　施設見学 |
| 9：30 ～ 10：00 | 価項目聴き取り |
| 10：00 ～ 12：00 | 援助方針会議に参加 |
| 12：00 ～ 13：00 | 休憩 |
| 13：00 ～ 13：30 | 職員の聴き取り　経験の浅い職員<br>児童福祉司1名 児童心理司　１名（同時）３０分 |
| 13：30 ～ 15：00 | 評価項目聴き取り |
| 15：00 ～ 16：30 | 事例①②③についての聞き取り　各30分 |
| 16：30 ～ 17：00 | まとめ |
| **２日目　　１１月１９日（水）**　9：00～17：00 | |
| 9：00 ～ 1２ ：00 | 評価項目聴き取り |
| 12：00 ～ 13：00 | 休憩 |
| 13：00 ～ 13：30 | 職員の聴き取り　ベテラン職員<br>児童福祉司１名　児童心理司　　ベテラン　３０分 |
| 14：00 ～ 15：00 | まとめ 補足聴き取り |
| 15：00 ～ 17：00 | 報告会などについて |

事例①　「今年度、継続指導している在宅の虐待ケース」

事例②　「２年以上施設入所しているケース」

事例③　「市町村へ見守りを依頼している直近の虐待ケース」

6　評価尺度

令和２年度児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングの報告書）に報告されている評価基準（案）を基本としたもの

7　判断基準

・判断基準の評価は○、△、×で評価する。

・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の４段階にて評価を行う。

| 評価ランク | 評価基準 |
|---|---|
| S | 優れた取組みが実施されている<br>他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態 |
| A | 適切に実施されている<br>よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 |
| B | やや適切さにかける<br>「A」に向けた取組みの余地がある状態 |
| C | 適切ではない、または実施されていない<br>「B」以上の取組みとなることを期待する状態 |
| U | 業務外 |

総評

＜評価の高い点＞

1　職員のチームワーク

鹿児島県大隅児童相談所では、相談件数、虐待通告件数が年々増加しており、これらに対応するために相談体制を増強しているところであるが、係長等の指導職員や経験豊富な先輩職員から時期を逸することなく日常的に指導・助言を受けることができる相談しやすい環境が整っている。

また、建物は既存施設を活用していることから一見手狭な印象を受けるものの、職員同士が気軽に意見を交わし合い、相談事案に関する情報共有や検討が行える点は大きな強みであり、安心して業務に取り組むことができ、職員間の連携が円滑かつ効果的に機能する職場環境が形成されている。

2　質の高い援助方針会議

援助方針会議は、担当職員だけでなくそれ以外の職員も意見を述べやすい雰囲気が醸成されている。対象ケースに関する資料は、ドキュメント ハンドリング ソフトを活用し、電子化された児童記録表、リスクアセスメントシート、ケース記録等がまとまった一つの資料として提供され、会議に参加している職員は、各自のパソコンを使用して対象ケースの経過や現状を容易に確認できる効率的な仕組みとなっている。さらに、各ケースの課題や援助目標に対して、具体的で分かりやすく、担当職員の実践につながるスーパーバイズが行われている。

3　ケースの進捗管理

ケースの進捗管理については、毎月「対応実施表」を作成し、職員全員でケースの対応状況の確認と共有を行っている。また、対象ケースの生活環境等に変化が見られた場合には、速やかに再アセスメントを実施し、その結果を踏まえて援助方針の見直しを行うなど、適切な進捗管理に努めている。

＜今後に期待する点 ＞

1　市町との連携強化

市町との連携および役割分担については、要保護児童対策地域協議会や「子ども SOS 地域連絡会議」を通して情報共有が図られており、必要に応じて随時連携が行われている。しかしながら、管内市町のアンケート結果からは、実際の協働の取組みや相互理解を深めるための交流の機会は十分とは言えないとの意見も見られる。

今後は、より一層、要保護児童対策地域協議会実務者会議の場を活用するほか、市町が整備を進める「こども家庭センター」との連携を図ることにより、児童相談所としての役割を効果的に発揮できる取組みが期待される。

2　自立支援計画の確認と見直しの取組

施設入所措置児童を対象に年 1 回の訪問面接が実施されており、こどもの進級・進学・退所といった重要な節目に合わせて、こどもの生活の様子や支援状況が把握されている。一方で、入所措置先施設のアンケート結果からは、自立支援計画の見直しが十分に行われていないとの意見も見られ、今後は、児童相談所運営指針で示す、おおむね 3～4 か月に 1 回程度の自立支援計画の見直しを行うことが必要である。

3　児童相談体制の充実

現在、鹿児島県では、県中央児童相談所にのみ一時保護施設が設置されており、受け入れが難しい状況が続いている。大隅児童相談所において一時保護を必要とする事案が発生した際には、管内の児童福祉施設や時には、管外の児童福祉施設への一時保護委託で対応せざるを得ず、一時保護委託先施設との調整や一時保

| |
|---|
| 護委託児童との面談等に多くの時間と労力を費やしている現状がある。加えて、近年の虐待通告件数の増加も相まって、職員一人あたりの時間外労働が増え、負担が大きい状況も続いており、今後、相談体制の充実を図ることと併せ、一時保護体制についての検討も望まれる。 |

結果

| 第Ⅰ部　児童相談所の組織 | 評価 |
|---|---|
| 【評価項目 1】児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている | B |
| 【評価項目2】組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている | A |
| 【評価項目3】職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる | B |
| 【評価項目4】児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施している | A |
| 【評価項目5】職員（一時保護所を含む）に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか | A |
| 【評価項目6】情報の取り扱いが適切に行われている | A |
| 【評価項目7】児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されている | A |
| 【評価項目8】児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施している | A |
| 第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先 | 評価 |
| 【評価項目9】子どもへの向き合い方は適切であるか | A |
| 【評価項目10】子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか | A |
| 【評価項目11】適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っている | A |
| 【評価項目12】子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている | A |
| 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理　○通告・相談対応 | 評価 |
| 【評価項目13】通告・相談の受付体制が確保されている | B |
| 【評価項目14】通告・相談のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っている | A |
| 【評価項目15】受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか | A |
| 【評価項目16】子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか | A |
| 【評価項目17】一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか | A |
| 【評価項目18】アセスメントに必要な調査が行えているか | A |
| 【評価項目19】アセスメントが適切に行われているか | B |
| 【評価項目20】特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われている | A |
| 【評価項目21】援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されている | A |
| 【評価項目22】援助方針の決定に関する判断が適切に行われている | B |
| 【評価項目23】援助方針の内容は適切か | A |

| | |
|---|---|
| 【評価項目24】市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか | A |
| 【評価項目25】在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われている | A |
| 【評価項目26】指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている | A |
| 【評価項目27】指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っている | A |
| 【評価項目28】居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている | A |
| 【評価項目29】「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われている | A |
| 【評価項目30】「情報提供」または「ケース移管」を受ける際に手続きが適切に行われている | A |
| 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 | 評価 |
| 【評価項目31】社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか | B |
| 【評価項目32】里親委託・施設入所措置開始にあたり、援助者（里親・施設職員等）と十分な協議を行っている | A |
| 【評価項目33】措置開始前に、子どもの負担が少なくなるよう配慮している | A |
| 【評価項目34】里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか | B |
| （指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等） | B |
| 【評価項目35】援助方針の見直しが適切に行われているか | B |
| 【評価項目36】自立支援計画の見直しが適切に行われているか | B |
| 【評価項目37】面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか | 評価外 |
| 【評価項目38】里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応している | B |
| 【評価項目39】一時帰宅における対応が適切に行われているか | A |
| 【評価項目40】措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか | A |
| 【評価項目41】措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか | A |
| 【評価項目42】入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか | A |
| 【評価項目43】子どもの状況に応じ、自立援助ホームにつなぐなど、必要な支援等を行っているか | A |
| 【評価項目44】家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか | A |
| 第Ⅴ部 社会的養育の推進 | 評価 |
| 【評価項目45】里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか | A |
| 【評価項目46】養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか | A |
| 【評価項目47】養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている | A |
| 第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援 | 評価 |
| 【評価項目48】適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている | A |
| 【評価項目49】保護者の理解・同意を得られるよう努めている | A |

| | |
|---|---|
| 【評価項目50】保護者への在宅指導は、適切に行われている | B |
| 【評価項目51】親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている | A |
| 第Ⅶ部 市町村や関係機関との連携 | **評価** |
| 【評価項目52】要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか | A |
| 【評価項目53】関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか | B |
| 【評価項目54】児童相談所と市町村との連携強化を図るための取り組みをしているか | B |
| 【評価項目55】市町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか | B |
| 【評価項目57】児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っている | 評価外 |
| 【評価項目58】家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか | B |